

HC HYOGO HEARTS 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、HC HYOGO HEARTSと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県ホッケー協会事務局（兵庫県丹波篠山市北新町41）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ホッケー競技を通じて、会員の生涯にわたるスポーツ活動を推進するとともに、地域との連携によって生涯スポーツ社会の実現と豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、会員一人一人の自発的な意識や志向に基づくボランティア精神に則った組織として、会員相互の責任と協力で運営するものとし、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的なスポーツ活動
- (2) ホッケーの競技力向上のための活動
- (2) 年間計画に基づく行事、大会等の開催
- (3) 他の機関、団体等が開催する行事、大会等への参加
- (4) 地域貢献のための活動
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 個人会員 本会の事業に参加するため入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を援助するため入会した個人または団体

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める申込をしなければならない。

2 本会の会員の資格は、除名、会員資格の喪失がある場合を除き、会員になった時から任意退会するまで継続する。

(会費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、会員は、理事会において別に定める会費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、毎年度、理事会において別に定める日までまたは会員になった時に会費を納めなければならない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての個人会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 規約の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を構成する会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 第2項の請求をした会員は、次の場合には、総会を招集することができる。
 - (1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われないうとき。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられないとき。

(招集の通知)

第15条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会議のつど出席会員の互選で決める。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、個人会員1名につき1個とする。

- 2 中学生以下の個人会員の議決権は当該会員の同一世帯にある中学生以下でない者が有するものとする。

(決議)

第18条 総会の決議は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決する。

(代理又は書面表決)

第19条 総会に出席できない会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会

員は委任状を本会に提出しなければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名
 - 2 理事は本会の個人会員とする。
 - 3 理事のうち1名を会長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この規約で定めるところにより、本会の業務を統括し、業務執行の最高責任者として本会業務を代表して執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は規約に違反する事実若しくは、著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は理事会に出席することができ、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。
- 5 監事は第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(アドバイザー)

第28条 本会には、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、本会の会長であった者及びクラブ経営に関し学識経験を有する者の中から総会の推薦によ

- り会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、重要事項について会長又は総会の諮問に応じて審議し建議する。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての役員をもって構成する。
 - 3 理事会は定時理事会及び臨時理事会とする。
 - (1) 定時理事会は、毎事業年度1回以上開催する。
 - (2) 臨時理事会は、会長が認めたときに開催する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定。
 - (2) 規定の制定、変更及び廃止。
 - (3) 本会の業務執行の決定。
 - (4) 理事の職務の執行の監督。
 - (5) 会長の選定及び解職。

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事の議決権の4分の1以上の議決権を有する理事は、会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 4 前項による請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 5 第2項の請求をした理事は、次の場合には、理事会を招集することができる。
 - (1) 請求後、遅滞なく招集の手続きが行われないうとき。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられないとき。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 前条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(代理又は書面表決)

- 第34条 理事会に出席できない理事は、理事会に出席する他の理事を代理人とし、当該代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該理事は委任状を本会に提出しなければならない。

第7章 事務局

(事務局)

- 第35条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
 - 3 事務局職員は、会長が任免する。

第8章 会計

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告書及び収支決算書については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会の承認を得なければならない。

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、会員の閲覧に供するとものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 会計伝票綴
- (5) 議事録
- (6) 預金通帳
- (7) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第39条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、処分するものとする。

第10章 補則

第41条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別途細則を定めることができる。

附則

1 この規約は、平成29年 1月14日から施行する。

平成30年 4月 8日に一部改正

令和 元年 5月 1日に一部改正

HC HYOGO HEARTS 細則

(会員の資格の取得)

- 第1条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式1）を会長に提出しなければならない。
- 2 本会の会員は、入会申込書に記載した会員登録情報が変更となった場合には、速やかに会員情報変更届（様式2）を会長に提出しなければならない。

(会費)

- 第2条 本会の会費は次のとおりとする。
- (1) 個人会員 中学生以下 1人につき年額6,000円を上限とする。
上記でない者 1人につき年額8,000円を上限とする。
ただし、必要に応じて年額でない期間単位で会費を徴収することができるものとする。
 - (2) 賛助会員 1口2,000円
- 2 本会の会費は、別表に記載する事業等に充てるものとする。

(任意退会)

- 第3条 本会を退会しようとする者は、退会届（様式3）を会長に提出するものとする。

(指導者)

- 第4条 会長は、本会の目的を達成するため、理事会の承認を経て競技等に関する指導者を任免することができる。
- 2 指導者は本会の個人会員とする。
 - 3 各活動単位の指導者のうち1名をヘッドコーチ、若干名をアシスタントコーチとする。
 - 4 ヘッドコーチ及びアシスタントコーチは、本会の事業計画等に基づき、指導計画を策定する。
 - 5 すべての指導者は、会員及び公共の福祉のため、法令を遵守し、安全に活動することについての義務を負う。
 - 6 すべての指導者は、指導者としての資質向上のため、指導及び安全管理に関する研修及びスポーツ指導者資格取得のための養成講習等の受講に努めるものとする。
 - 7 本会は、会長が必要と認めたときは、前項の受講に必要な経費の全部または一部を予算の範囲内で支払うことができるものとする。
 - 8 会長は、前項の決定を行った場合には、次の理事会において、これを報告しなければならない。

(競技団体等登録)

- 第5条 本会の指導者及び会員は、大会参加資格取得のため必要に応じて競技団体等に登録し、スポーツ機会の確保に努めるものとする。
- 2 本会の競技団体等登録において、当該団体への委員等を選任または推薦する必要がある場合、本会理事会において選任または推薦する者を決定するものとする。

(保険)

- 第6条 本会の個人会員は、毎年度、公益財団法人スポーツ安全協会が運営するスポーツ安全保険に加入する。
- 2 本会の活動中に発生する会員の事故等については、必要に応じてスポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

(慶弔)

- 第7条 本会は、会長が必要と認めたときは、予算の範囲内で慶弔の意を表すことができるものとする。
- 2 会長は、前項の決定を行った場合には、次の理事会において、これを報告しなければならない。

- 附則 この細則は、平成29年 1月14日から施行する。
この細則は、平成30年 3月17日に一部改正する。

別表

会費によって実施する事業等

項目
本会の運営にかかる事務費、広報費
本会が競技団体等登録にあたり競技団体等に対し委員等を選任または推薦する必要がある場合にあって、当該委員等が競技団体等の会議に出席する場合の旅費 ※1
施設使用料（人工芝グラウンド使用料等） ※1
個人会員のスポーツ安全保険料
競技団体等登録にかかるチーム登録料、チームスタッフ登録料、負担金
個人会員がホッケー競技に関する指導者資格取得のために養成講習会等を受講しようとするときの費用
指導者が資質向上のために研修会等を受講しようとするときの費用で、会長が必要と認めたもの
指導者が保有する指導者資格更新のための義務研修等受講費用、資格の更新料、年度登録料
個人会員が保有するホッケー競技に関する競技役員資格の更新料、年度登録料
個人会員が保有するクラブマネジメントに関する資格取得のための養成講習会受講費用、資格の更新料、年度登録料
本会保有の用品として備えるもの（ユニフォーム、ゴールキーパー用品、テント、救急セット等）
本会が参加する大会等参加費用のうち、受益者負担によらないもの ※2
本会が企画するイベント等運営費用のうち、受益者負担によらないもの ※2
慶弔費、本会会員に提供する記念品 ※2

会費とは別に会員が負担するもの

項目
スポーツ安全保険でない任意の傷害保険、損害賠償責任保険等の保険料
施設使用料（人工芝グラウンド使用料等）のうち、本会予算の範囲を超過して支出が必要となるもの
競技団体等登録にかかる選手登録料
賛助会員がホッケー競技に関する指導者資格取得のために養成講習会等を受講しようとするときの費用 ※1
賛助会員が保有するホッケー競技に関する競技役員資格の更新料、年度登録料 ※1
賛助会員が保有するクラブマネジメントに関する資格取得のための養成講習会受講費用、資格の更新料、年度登録料 ※1
競技役員資格取得のための受講費用、資格更新のための義務研修等受講費用 ※1
大会や練習等への参加にかかる費用（大会参加料、旅費、使用料、食糧費等） ※3
競技用品やウェア等の調達にかかる費用（本会保有の用品を除く） ※3
本会との連絡調整のための通信費用

※1 別途競技団体が支払う場合、競技団体が支援制度を設けている場合がある。

※2 本会予算の範囲内で会費を充当するものであり、本会予算を超過する場合にあっては、会費とは別に当該会員が負担する場合がある。

※3 大会等への参加や競技用品、ウェア等調達にあたっては、本会にてとりまとめ、当該費用について会費とは別に遠征費や負担金等として会員に請求する場合がある。

なお、指導者の大会等参加費用の全部または一部については、遠征費等を含む場合がある。